

各区役所長
各部長・理事
教育長
市議会事務局長
各委員（会）事務局長

} 様

南相馬市長

令和4年度予算編成方針について（通知）

政府は、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021～日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」において、感染症の克服と経済の好循環、成長を生み出す4つの原動力を推進していくとし、また、東日本大震災等からの復興についても、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、今後も国が前面に立って取組むとされている。

このような社会経済情勢の中、本市は、南相馬市復興総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）に掲げる政策目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～」の実現に向けて、次期計画に繋げる対応も見据え、令和4年度南相馬市行政経営方針に基づき、復興・再生に向けた取組みの着実な推進、移住・定住や子どもと家庭を大切にす総合施策の推進、そして新たな課題への対応など、全庁、一円融合¹となって展開しなければならない。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの手法の見直しをせまられる取組みがある一方、新型コロナは新たな取組みのきっかけでもあることから、通常事業は当然ながら、復興事業といえども成果や手法を見極め、廃止・縮小を含め事業を精査すること。

また、これまで住んでいる人への安全・安心・快適な生活環境等への取組みに加えて、「活力を呼び、ともに住み続けるまちづくり」といった政策目標の実現に繋がる取組みに対し重点配分を行うことから、新たな視点に立った市政の執行を職員一人ひとりが自覚すること。

そして、ワクチン接種時にも発揮されたような職員相互の創意工夫や挑戦、さらには各部（区）間の連携により複雑な課題に対応することを期待し、令和4年度予算編成方針を定めたので、南相馬市財務規則第7条の規定に基づき通知する。

¹ 「報徳の教え」の一つで、何事にも一人ではなく、力を合わせて行動するということ。

令和4年度予算編成方針

1 予算編成の基本的な考え方

現下の社会経済情勢を取り巻く財政状況の中にあっても、市政が直面する諸課題、特に市民の生活に深く関わる喫緊の課題に対し、スピード感や柔軟性のある対応とともに将来も見据え、地域全体で人口減少時代に立ち向かい、挑まねばならない。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、国の経済対策等と連動しながら、「感染対策」と「社会経済活動」の両立に加え、引き続き「市民の心と体の健康維持」などにも取り組む必要がある。

予算の編成にあたっては、後期基本計画の総仕上げとして本市が掲げる政策目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～」の実現に向けて、次期計画に繋げる対応も見据え、令和4年度南相馬市行政経営方針に基づき、全庁、一円融合となって展開することを基本とする。

そのため、必要性・有効性・効率性などの視点から施策の成果や手法を見極め、廃止・縮小を含め既存事業を精査し、真に必要な予算を要求すること。

これら見直しにより、収支改善等に向けて一般財源4億円を削減し、捻出した財源とは別枠で、令和4年度当初予算・新規拡充事業枠（庁議等枠）を全庁ベースで一般財源1.4億円を配分する。（参考：新規事業の純粋な一般財源R元1.2億円、R2・R3 1.4億円）

以上を踏まえ、次に掲げる方針により予算を編成する。

なお、本方針策定後、新たな社会環境等の変化が生じた場合、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

（1）後期基本計画に掲げる復興重点戦略・重点戦略等への重点化

後期基本計画に掲げる復興重点戦略・重点戦略等については、次の視点を踏まえ、これまで住んでいる人への安全・安心・快適な生活環境等への取組みに加えて、「活力を呼び、ともに住み続けるまちづくり」といった政策目標の実現に繋がる取組みに対し重点配分をし、積極的に予算措置を行う。

復興重点戦略・重点戦略等に位置付ける事業

政策目標の実現に向けて、事業量に対する人的資源の配分について十分検討し、類似の事業統合も含め、より効率的・効果的な事業へ見直しを行うこと。

なお、通常事業で過去に地域振興基金（約7千万円・R3末残見込み）を活用し実施してきた事業は、継続的な実施を考える場合、現下の課題にあった対応なのか取組手法の見直しを行い、令和3年度予算編成時指摘した地域事業を含め、真に必要な事業である場合、各区自治振興基金の活用を検討し、各区地域協議会への諮問に臨むこと。

復興事業

第2期復興・創生期間の取組みに応じ効率的・効果的に対応するため、これまでの取組みに対する成果を見極め、廃止、縮小、見直しをする事業の検討を行うこと。

定量的目標と事業終期の設定

根拠（証拠・定量的目標）に基づき、実効性のある内容とし、原則、後期基本計画期間内を基本とした終期を設定すること。

(2) 「臨時事業」と「経常事業」への枠配分・シーリングを部単位に設定

令和4年度は前年度と同様、臨時・経常事業区分を明示している。その上で、原則、令和3年度当初予算一般財源配分額（震災復興特別交付税措置分を除く。）に対し、次の区分に応じてシーリング等（要求限度額）を設定する。

なお、部内・課内の議論を深化し、配分された財源の中で主体性を発揮しながら事業かつ実施個所の優先順位付けによる予算編成に取組み、部長職のリーダーシップのもと、事業量に対する人的資源の配分も十分検討し、必ず達成すること。

臨時事業

経常事業を除く裁量的・投資的経費等に対し、枠配分・シーリングを部単位に設定する。なお、令和4年度当初予算・新規拡充事業枠（庁議等枠）として全庁ベースで一般財源1.4億円を別枠で配分する。

また、東日本大震災関連事業に係る財政課所管の東日本大震災復旧・復興基金充当相当額に対しては、令和3年度当初予算充当額に一定の縮減率を設定し、令和4年度予算充当縮減額の達成状況に応じて、東日本大震災関連事業を除く通常事業の各部枠に一定の一般財源を加配する。

経常事業

財政構造の弾力性を示す財政指標の適正化を図るため、経常事業への枠配分・シーリングを部単位に設定する。なお、特定財源の充当により経常収支比率の適正化に繋がることから、国県の補助金をはじめとした活用・確保に努めること。

臨時事業の見直しに伴い生み出した一般財源を、経常事業の一般財源に上乗せすることは行わない。

(3) 特定財源の積極的な活用と自主財源の確保の取組

これまで一定の目的を果たしている地域振興基金など、残高の少ない基金も見込まれるため、従来の国、県等の補助制度等の積極的な活用に加え、自主財源の確保も積極的に取り組むこと。

特定財源の確保

これまで以上に各部・課において補助制度等に関する積極的な情報収集に努め、国県補助金等を最大限に活用すること。特に、復興事業の財政措置については、国や県の動向に注視しつつ、国や県に対して強く求め、適時、財政課やイノベ政策課に相談すること。

自主財源の確保

他自治体の取組みを「iJAMP」などで情報収集し、先進的かつ効果的と判断できる場合は、積極的に取り組むこと。

《主な事例》

企業版ふるさと納税制度（市外に本社がある企業の寄附：節税等メリットあり）
ふるさと応援寄附金（ガバメントクラウドファンディング含む）
広告収入の拡大 など

(4) 議会及び監査委員からの指摘事項等への対応

過去の決算審査特別委員会や議会での審議や意見、監査意見書等を踏まえた見直しや改善に努めること。

(5) 特別会計（企業会計含む）の予算編成

特別会計（企業会計含む）

一般会計に準じて予算を編成する。

なお、一般会計の繰り出す財源に安易に依存することなく、国・県支出金の獲得、自主財源の節約・確保に努力し、より効果的な運用に努めること。特に、赤字が見込まれる場合については、収支改善のための取組み・見通しを明らかにして要求すること。

企業会計

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。なお、地方公営企業法第17条の2（経費負担の原則）の規定に留意し要求すること。

2 予算編成にあたっての留意事項

(1) 中長期的・組織横断的視点、全体最適化や実施効果を高める視点による事業構築

後期基本計画に掲げる復興重点戦略・重点戦略等の推進に当たり、次の点に留意し取り組むこと。

中長期的・組織横断的視点による事業構築

1つの事業で実施するよりも、他事業と連携することにより、政策目標の実現に向けて大きな効果が期待される事業については、関係する課・部間において調整を行い、複数の事業を組織横断的に構築すること。ひいては、限られた人員や財源の効果的な活用に繋げること。

全体最適化や実施効果を高める視点による事業構築

施設整備などのハード事業を実施しようとする場合には、整備後の目的が達成できるよう、また、可能な限り整備効果をさらに高めるとともに将来負担を低減できるよう、ハード事業と一体で実施するソフト事業も検討すること。

(2) 精度の高い事業の構築

予算要求に当たって、根拠（証拠・定量的目標）に基づく精度の高い事業構築を求め、実効性のある内容となるよう、必要性の根拠となる情報の収集、事業実施の前提条件や課題の整理、関係機関等と協議など準備をしっかりと行うこと。

その際、予算執行率の向上に向けて、発注に向けた準備行為、着手から竣工までの年間の事業計画（複数事業間の工程）を十分に検討し所要額を見積もること。

(3) 本庁・区役所の連携強化

震災後は3区がそれぞれ異なった課題を有しているため、本庁・区役所で情報を共有し、全市で取り組む事業については、部長職が強いリーダーシップを発揮すること。

旧避難指示区域においては、本庁・区役所が連携し、復興の進捗に応じた課題に対応し、帰還した市民が安心して生活できるよう市民目線に立ったきめ細やかな対応と、また、帰還・移住定住等の促進に繋がる予算編成を行うこと。

なお、各区共通事業は本庁へ集約傾向にあるが、投資的経費を除き、さらなる集約化を検討し、スケールメリット、予算管理及び執行の効率化に繋げること。

(4) 外部資源の活用による行政資源の効率化

後期基本計画に掲げる政策目標に実現に向けて、必要となる人員などの行政資源を捻出するため、市民活動団体等の多様な主体との協働事業展開等の検討を行うこと。

ただし、過度の行政依存（補助金交付額の増加、継続・代替の財政支援の要請や担当課からの人的支援等）が見受けられるため、引き続き団体等の自立支援にも努めること。「協働推進のための補助金交付・業務委託等における取り組み方針（H26.11.14 26 総第 953 号）」

また、直接実施事業における事業の迅速化、効率化を図るため、民間事業者に委託するなど事業手法の再検討も行うこと。

人的資源の減に伴う外部委託の活用

(例) 1人減に対し半額程度の費用で委託する など

R2 決算・職員一人当たり 6,666 千円 / 年 (会計年度・フル除く)

職員給など 38 億円 (職員給+共済組合負担金)、普通会計職員数 570 人

参考1 現下の社会経済情勢を取り巻く財政状況と今後の見通し

1 国の経済情勢と財政動向

(1) 国の経済情勢

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」旨の報告がされている。

(2) 国の財政動向

政府は、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るとし、感染症の克服と経済の好循環、成長を生み出す4つの原動力を推進していくとしている。

また、感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革については、

分野ごとの改革（社会保障改革、国と地方の新たな役割分担等）

更なる推進のための枠組構築等（「経済あつての財政」の下、デフレ脱却・経済再生に全力など）

とし、令和4年度予算編成に向けた考え方は、2022～2024年度の3年間、これまでと同様の歳出改革努力（歳出の目安）を継続やグリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的資源配分を行うとされている。

2 地方財政の課題及び仮試算の主な内容

(1) 令和4年度の地方財政の課題

感染症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題への対応

地方の一般財源総額の確保

デジタル・ガバメントの推進と財政マネジメントの強化

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

(2) 令和4年度の地方財政収支の仮試算

地方交付税の総額は前年度比0.4%増の17兆5,008億円

財源不足額は、前年度10兆1,000億円と比べ、4兆5,000億円と大幅に縮小
国と地方で半分ずつ穴埋めする「折半対象財源不足」は2年ぶりの解消見通し

地方税は、前年度比5.4%増の40兆1,000億円

地方債全体計画額は、前年度比16.2%減の11兆4,324億円

3 本市の財政状況と財政収支の見通し

本市の財政状況を、令和2年度普通会計決算で見ると、

歳出決算額は、新型コロナ、令和元年東日本台風等、そして復旧・復興事業の影響で640.8億円（対前年度比102.0億円の増）と高い水準となり、また実質収支は18.1億円の黒字（対前年度比5.0億円の増）を維持している。

引き続き財政構造が硬直しつつある水準にあるものの、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は93.4%（対前年度比2.9ポイント減）更に減収補てんを含む本来の市税として算定した実質的な経常収支比率は88.9%（対前年度比1.4ポイント減）と減少（改善）に転じた。

財政の健全度を示す指標である健全化判断比率は、いずれも財政の早期健全化が必要となる早期健全化基準を下回っており、引き続き健全性が保たれた状況にある。

基金現在高は269.7億円で、対前年度比19.2億円の減（うち東日本大震災関連の基金現在高は129.3億円で、対前年度比18.1億円の減）となり、通常事業分は将来の備えなど含め確保しつつ、東日本大震災関連基金の活用が着実に進んでいる。

地方債現在高は278.3億円で、対前年度比5.5億円の減（臨時財政対策債を除いた実質地方債残高は150.2億円で、対前年度比2.9億円の減）となり、縮減が着実に進んでいる。

一般会計歳出予算の執行率は、81.5%となり、対前年度4.2ポイント増（改善）となった。

一般会計歳出予算の不用額は、30.7億円となり、対前年度8.7億円減（改善）となった。

となっている。

次に、令和4年度の財政収支の見通しは、

歳入では、一般財源である地方税は前年度から微減となり、国の「令和4年度地方財政収支の仮試算」を参考とした試算では、普通交付税では微増、臨時財政対策債では減などとなる見通しとなった。歳出では、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響から復旧・復興関連で必要とされる事業は、第2期復興・創生期間も続き、震災と原発事故の影響を除く通常事業も震災前と同規模に復元する中で、扶助費の増、令和元年東日本台風等の対応に要する経費の財源として発行した地方債償還に伴う公債費の増、そして公共施設・インフラ施設の長寿命化等維持補修に要する経常的経費の増などとなる見通しとなった。この結果、歳入合計よりも歳出合計が上回る収支不足の状態となり、令和5年度及び令和6年度も同様の見通しとなった。

なお、財政収支の見通しは、過去実績や将来見込む概算事業費などを参考とし、歳入予算は確実に収入が見込める額を、歳出予算は、投資的経費等での単価改定など概算額を基に見込んでいるため、特に当初予算要求時は収支差額が生じる傾向にある。